

2024年11月18日

(公財) 東京エムオウエウ事務局

第35回PSC委員会を仁川(韓国)にて開催

本年11月11日から14日までの間、東京MOUの意思決定機関であるポートステートコントロール委員会(第35回会合)を Mr. Kenny Crawford(ニュージーランド海事局)議長の議事の下、仁川(インチョン)(韓国)にて開催しました。会議の概要は以下のとおりです。

1. 開会挨拶

開催国を代表して、Mr. Choi Seong-Yong 韓国海洋漁業省海上安全政策局長による開会挨拶が行われました。同局長は、挨拶の中で、東京MOUはこれまで着実に実績を積み上げてきているとしたうえで、脱炭素化やデジタル化などの新たな課題についてもポートステートコントロール(PSC)が重要な役割を担い得ると述べました。さらに、同局長は、今後、韓国はPSC委員会における審議や東京MOUの諸活動により一層の貢献を行っていく旨を述べました。



第35回PSC委員会集合写真

2. 参加当局等

21の加盟当局及び13のオブザーバーが参加しました。

(加盟当局) 豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港(中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

(オブザーバー) IMO、ILO、カンボジア、マカオ(中国)、トンガ、米国沿岸警備隊、アブジャMOU、黒海MOU、カリブ海MOU、インド洋MOU、地中海MOU、パリMoU、南米MOU

3. 主な決定事項

(1)高評価及び低評価の船舶管理会社等の公表

船舶による関連条約の規定の順守をより一層促進するため、船舶管理会社等(DoCの会社)について、高評価の会社と低評価の会社のウェブサイト上での公表に向け、基準等について合意しインターセッションルグループで最終的な検討を行うことになりました。

(2)集中検査キャンペーン(CIC)

2023年に実施した火災安全に関するCICの報告書を承認しました。また、本年9月から11月にかけて実施しているMLC(船員の賃金と雇用契約)に関するCICの実施状況の中間報告を受けるとともに、2025年に実施するBWM(バラスト水管理条約)に関するCICの実施方法について基本的に合意しました。

(3)旗国の評価に係るMOUの改正採択

検査船舶選定スキームにおける船舶のリスク評価指標算定要素の一つとして使用されてきたIMOの加盟国監査実施の有無について、同監査は条約上義務化され監査がほぼ一巡したことに鑑み指標算定要素から除くことを合意しました。また、旗国の評価に用いる用語に関し、現行の「Black」、「Grey」及び「White」から「Low」、「Medium」及び「High」に変更することにしました。これらの変更に関するMOUの改正が採択され、2025年7月1日から実施することになりました。

(4)PSCガイドラインの見直しの検討

電子証書等の事前検査に関するガイドライン及びIPコードに関するガイドラインを新たに採択したほか、既存のガイドラインの改正を行いました。また、機関に係る検査強化に関するガイドライン及びイナートガスシステムに関するガイドラインを新たに作成することを合意しました。

(5)漁船のPSC検査

漁船のPSC検査結果に関するデータベース(APFISH)に関し、試行が完了し運用段階(自主参加)となったことが確認されました。また、これまでの試行結果から、漁船において、MARPOL条約に係る重大な欠陥が多く報告されていることが報告されました。

(6)技術協力

この一年間に実施された全ての技術協力事業(セミナー、一般研修、専門研修、専門家派遣、PSC検査官交流)の結果を確認するとともに、技術協力事業に対する日本財団の継続的なご支援に改めて感謝の意が表明されました。

(7)新型コロナパンデミック後のPSC検査結果の状況

新型コロナパンデミック後の過去2年間において拘留率や劣悪船舶数の増加がみられることが確認され、引き続き推移を注視していくこととされました。

(8)旗国及びROの条約の不適切な運用

一部の旗国及びROによる条約の不適切な運用(条約の規定で許容された範囲を逸脱する証書の有効期限延長、同等性に係る規定の不適切な運用、非効果的な遠隔検査の実施)に重大な懸念を表明しました。

(9)旗国による不適切な働きかけ

特定の旗国から寄港国に対し、PSC検査における船舶の拘留回避を目的とした二国間合意締結の働きかけがあったことが報告され、そのような取り決めは東京MOUやPSC全体の信頼性を損ない得るものであり、決して受け入れられるものではない旨確認されました。

(10) インダストリーフォーラムの開催

産業界と東京MOU加盟当局との意見交換の場として隔年開催している「インダストリーフォーラム」を開催しました。ACS、IACS、ASA、ICS、INTER TANKO及びITFの代表が同フォーラムに参加し、意見交換を行いました。

(11) 議長、副議長の選出

今後3会期の議長・副議長として Mr. Kenny Crawford(ニュージーランド)及び Mr. Kit Jam Chen(シンガポール)を再任しました。

4. 次回会合

次回会合（第36回会合）について、2025年10月20日～23日に香港にて開催することが合意されました。なお、例年と同様にPSC委員会に先立ち、10月16・17日に技術作業部会（第19回会合）を開催する予定です。

お問合せ先

(公財) 東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田、寧（ニン）

Editor's note

東京MOU：ポーステートコントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2023年11月7日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、米国沿岸警備隊、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

ポーステートコントロール(PSC)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。